

鹿沼市立中央小学校「学校いじめ防止基本方針」について

鹿沼市立中央小学校

1 いじめ防止等のための基本的な方針

全ての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめはいじめる側が悪い」ということや「いじめはどの子供にもどの学校にも起こりうる」ということを強く認識し、保護者、地域住民、関係機関と連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、いじめの事案が発生した場合には、適切かつ迅速に組織的な対応をし、いじめのない学校づくりに向けて、学校をあげて取り組むこととします。

2 いじめ対策委員会の組織

いじめへの対応は、一致協力体制を確立することが重要です。さらに、いじめに関する情報は、特定の教職員が抱え込むのではなく、「組織」で情報を共有し、いじめの防止や対処等に迅速かつ組織的な対応を行うことが大切です。そのために、複数の教職員によって構成する「校内いじめ対策委員会」を組織します。

また、校務分掌にも位置付けをし、いじめの防止や対処等に組織的な対応を行うため、「学校運営委員会」や「児童指導委員会」「学年・ブロック会」等の組織を活用します。

3 学校におけるいじめ防止等に関する取組の具体化

(1) いじめの防止（学校経営の重点化構想参照）

①学業指導の充実 ②道徳教育の充実 ③特別活動の充実 ④人権教育の充実

- ・児童一人一人が、自他の人権を尊重し、ともによりよく生きようとする児童を様々な場面を通して育成していきます。
- ・自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないよう、教職員一人一人が人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- ・お互いの人権を大切にし、いじめを許さない学級づくりを心がけるとともに、自分たちでもいじめの問題を解決できるような力を育成していきます。

(2) 早期発見

①児童の見守り・信頼関係の構築

- ・児童の些細な変化に気づくようにしていきます。

②アンケートの実施

- ・児童が安心していじめを訴えられるような調査を工夫し、学期ごと及び随時実施することにより、早期発見に役立てていきます。合わせて児童が気軽に随時相談できる体制を整備するとともに、様々な悩みに適切に対応し、児童が安心して学校生活を送れるよう配慮していきます。

③家庭との連携

- ・保護者の皆様には家庭においても児童の些細な変化があった場合には、学校と家庭で連携して速やかに対応できるようご協力を願います。

(3) 保護者への連絡と支援

- ① いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童と保護者に対する支援やいじめを行った児童の指導と保護者への助言を行います。そして、双方の保護者に対し、いじめの早期解決のための協力を依頼します。
- ② いじめを受けた児童及び保護者へは、徹底的に守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を取り除くとともに、安全を確保するように努めます。
- ③ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行います。

4 学校評価の実施

いじめ問題等への取り組みについて自己評価を行うとともに、「校内いじめ対策委員会」「学校評価委員会」での点検、対策についての検討を行います。